

A2 「頭髪は個人の嗜好に属し、人格に結びついたものであることから正常な業務運営に支障をきたさない限り規制できない」との判例があります。身だしなみについてのルールを明確にしておきたい場合は、サービス規程の一部として定めておくことや入職時に説明しておくことが大切です。

なお、女性従業員に身だしなみを注意する際は、セクハラと訴えられないようにするためにも、院長だけでなく他の女性従業員に同席してもらう配慮も必要です。